

学校法人山野学苑

独立監査人の監査報告書

人件費支出内訳表

〔 自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月31日 〕

虎ノ門有限責任監査法人

2026年6月

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

学校法人山野学苑

理事会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

渋谷 寿彦

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第4項及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号の規定並びに令和6年9月30日付け文部科学省告示第132号に基づき、学校法人山野学苑の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の人件費支出内訳表について監査を行った。

当監査法人は、上記の人件費支出内訳表が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「人件費支出内訳表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第4項及び私立学校振興助成法施行規則第2条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、人件費支出内訳表及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の人件費支出内訳表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、

当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

人件費支出内訳表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と人件費支出内訳表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

人件費支出内訳表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 人件費支出内訳表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
- ・ 人件費支出内訳表の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

人 件 費 支 出 内 訳 表

令和 7年 4月 1日から

令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

部 門 科 目	学校法人	山 野 美 容 芸術短期大学	山野 美容専門学校	山 野 日本語学校	総 額
教員人件費支出	-	178,826,898	247,894,477	67,785,265	494,506,640
本 務 教 員	-	142,097,017	247,894,477	45,007,844	434,999,338
本 俸	-	85,526,100	125,186,948	25,083,210	235,796,258
期 末 手 当	-	21,525,321	35,467,216	7,423,839	64,416,376
そ の 他 の 手 当	-	14,317,727	47,837,759	4,204,457	66,359,943
所 定 福 利 費	-	15,662,273	30,076,034	6,562,074	52,300,381
私立大学退職金財団負担金	-	5,065,596	-	1,734,264	6,799,860
東 京 都 私 学 財 団 掛 金	-	-	9,326,520	-	9,326,520
兼 務 教 員	-	36,729,881	-	22,777,421	59,507,302
職員人件費支出	118,763,268	110,247,043	155,697,301	17,685,371	402,392,983
本 務 職 員	117,114,045	100,695,058	146,401,317	16,704,938	380,915,358
本 俸	64,194,751	59,757,946	84,566,224	10,270,705	218,789,626
期 末 手 当	17,383,181	14,972,020	20,819,640	2,335,800	55,510,641
そ の 他 の 手 当	15,106,345	11,022,141	19,377,198	1,858,289	47,363,973
所 定 福 利 費	16,276,740	11,849,381	18,432,575	1,797,920	48,356,616
私立大学退職金財団負担金	2,622,708	3,093,570	-	442,224	6,158,502
東 京 都 私 学 財 団 掛 金	1,530,320	-	3,205,680	-	4,736,000
兼 務 職 員	1,649,223	9,551,985	9,295,984	980,433	21,477,625
役員報酬支出	4,800,000	-	-	-	4,800,000
退職金支出	17,554,251	62,810,515	62,386,250	6,764,500	149,515,516
教 員	-	42,643,015	25,550,000	126,000	68,319,015
職 員	17,554,251	20,167,500	36,836,250	6,638,500	81,196,501
計	141,117,519	351,884,456	465,978,028	92,235,136	1,051,215,139